

いわき市農業委員会第27回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年7月22日(水曜日)午後1時00分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター3階大会議室から同施設内1階大講義室に変更し開催した。

1 出席者(計33名)

(1) 農業委員(24名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(9名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局次長	草野 達也
農政振興係長	佐藤 公威
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	高木 安弘
農地審査係主査	渡邊 裕一郎
農地審査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主事	若松 恒佑
農政振興係主査(書記)	鈴木 雅輝

2 欠席者

なし

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (草野次長)	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>本総会は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。</p> <p>蛭田会長よろしくお願いいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに本日の通告欠席ですが、欠席者はゼロです。</p> <p>現在、委員24名全員が出席しており、これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。</p> <p>次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。</p> <p>ただいまより「いわき市農業委員会第27回総会」を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。</p> <p>議席番号15番 菅野綾委員</p> <p>議席番号16番 木村義昭委員</p> <p>以上2名の委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記は事務局をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意のうえ、委員個人名と発言内容の全てを記載する、全文記録方式により作成いたします。</p> <p>また作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。</p> <p>次に会務報告に入ります。</p> <p>今月の報告は、令和8年6月分となります。</p> <p>議案書2ページに記載のとおりですので各自ご確認ください。</p> <p>これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。</p> <p>総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員および農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。</p> <p>次に議案・報告案件において、取り下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>取り下げ・追案等はありません。</p>

議長
(蛭田会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当者がいれば議案審議の際に申し出てください。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

説明に入ります前に資料の訂正がございます。

議案説明書の3ページをお開き下さい。

番号10番について、譲受人は、現在、静岡県に住んでおり、月に数回、いわき市に帰省した際、草刈り等の維持管理のみを行っており、耕作自体は譲渡人が行っています。譲受人自身での耕作は数年後に定年退職となりいわき市に戻ってから行うとのことでした。これは、農地法第3条第2項第1号に規定する許可ができない要件「権利を取得する者又はその世帯員等が、農地の全てを効率的に耕作しないと認められる場合」に該当する恐れがあることを申請人に伝えたところ、取下願出書が提出されました。

それに伴い、権利移動事由が交換である番号9番についても、併せて取下願出書が提出されたため、当該2件について、議案説明書から削除するようお願いいたします。

この取下により、議案説明書3ページの合計面積が変更となります。田「37,846㎡」を「35,184㎡」へ、合計「44,726㎡」を「42,064㎡」へそれぞれ訂正願います。

それでは改めまして議案の説明に入ります。

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案説明書と併せて、地図につきましては別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号6番につきましては売買による所有権の移転、番号7番につきましては賃借権の設定、番号8番につきましては贈与による所有権の移転です。

このうち番号2番は新規就農案件となっております。

譲受人は申請地の近くに住んでおり、父が営む農業の手伝いを行ってきました。当該申請地は、約20年前より譲渡人の依頼で、譲受人の父が作付けしており、今般、農地の売買の話が出た際、当初は父が購入する予定でありましたが、高齢であることと、いずれは息子である譲受人が農業を受け継ぐことから、今回初めて子の名義で購入することになり申請に至ったもの

事務局
(若松主事)

です。

農機具については、田植機、コンバイン、トラクター、バックホー、耕運機を各1台ずつ所有しており、栽培予定作物は水稻となっております。

6番につきましては、今年4月に別の譲受人で3条許可申請がありましたが、譲受人自らは耕作することなく機構に貸し出すことが判明し「現状、自ら耕作する環境を整えることが困難と判断した」との理由で取下げとなり、今回、別の譲受人で3条許可申請があったものです。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田35,184㎡、畑6,880㎡、合計42,064㎡となります。

続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。

農地法第3条第2項各号に係る許可基準に該当するか否かを記載しておりますが、番号10番における第1号については前述のとおり該当することから「×」となります。番号1番から番号9番については記載のとおりとなっております。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。

なお、許可基準の詳細につきましては、議案説明書5ページでご確認下さい。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

17番
新妻委員

議席番号17番の 新妻 吉人 です。

番号1番から番号7番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて事務局よりお願いいたします。

事務局
(若松主事)

番号8番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

	<p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>議長 (蛭田会長) ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p>【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>議案説明書の7ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の8ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」は12ページから「意見および決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4002番からになります。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、平沼ノ内、田、2,248㎡、農地改良の一時転用です。</p> <p>番号2番、錦町、田、3,722㎡、農地改良の一時転用です。</p> <p>以上、面積は、田：5,970㎡、畑：0㎡、合計：5,970㎡となります。</p> <p>申請内容を精査した結果、当該申請箇所は農地転用許可基準である「立地基準」および「一般基準」を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第2号について事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、事務局より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>事務局より報告します。</p> <p>番号1番および2番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。</p> <p>委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
2番 鈴木(義) 委員	<p>2番について、事務局での現地調査となっておりますが、実際、周りは水田だと思います。申請地を畑に転用したことによって、周辺の水田に水が行かなくなるようなことはないでしょうか。</p>
事務局 (渡邊主査)	<p>周辺の水田に影響がないことを確認しています。</p>

議長
(蛭田会長)

これは、県の常設審議委員会案件となります。県でどのような質問をされるか分からないので、皆さんが少しでも疑問に思ったことがございましたら、常設審議委員会に行った時の参考にしたいと思いますのでご発言願いたいと思います。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

説明に入ります前に資料の訂正がございます。

議案説明書の10ページ、現地調査位置図の16ページをお開き下さい。

番号1番の転用目的が「農家住宅」と記載されておりますが、正しくは「分家住宅」となりますので訂正をお願いします。

それでは説明に入ります。

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」は16ページから「許可申請に係る意見および決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5007番からになります。

それでは、申請土地の所在地番、地目、面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、小川町西小川、畑、346㎡、分家住宅、使用賃借権の設定

番号2番、好間町中好間、田、982㎡、太陽光発電施設、所有権の移転

番号3番、内郷高野町、田、1,329㎡、太陽光発電施設、所有権の移転

番号4番、小浜町、田、1,396㎡、太陽光発電施設、所有権の移転

番号5番、小川町柴原、田、1,113㎡、太陽光発電施設、所有権の移転

以上、面積は、田：4,820㎡、畑：346㎡、合計：5,166㎡となります。

なお、地域計画内の農地を転用する場合、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となりますが、今月の5条許可申請案件では地域計画内の農地はありませんので、地域計画の変更は不要となります。

事務局
(坂本主査)

以上5件につきまして、申請内容を精査した結果、番号1番、4番、5番につきましては、農地転用許可基準である「立地基準」および「一般基準」を満たしております。

番号2、3番について説明します。

当該地につきましては、今月8日に現地調査を実施した際、申請地全体に人の背丈以上の雑草等が繁茂しており、土地への立ち入りができず、転用範囲や農地性の有無が確認等できない状況であり、現地調査担当委員から農地とは判断できないため「却下が妥当である」との意見がありました。

番号2番、3番については、これらの状況および現地調査の内容を踏まえてご審議くださるようお願いいたします。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

18番
松崎委員

議席番号17番 松崎 正信 です。

番号1番、4番、5番については、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

番号2番、3番については、事務局説明のとおり、申請地全体に雑草等が繁茂しており、転用範囲や農地性の有無が確認できない状況であったことから、現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を欠くものとして却下が妥当と考えます。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では「番号1番、4番、5番については特に問題なく、番号2番、3番については現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから却下が妥当」とのことでした。

委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第3号について、番号1番、4番、5番は許可とし、番号2番、3番は現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから、却下とすることにご異議にございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

議案説明書の12ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」および「許可申請に係る意見および決定理由書」をご覧くださいながらお聴きくださるようお願いいたします。

なお「現地調査位置図」は26ページ「意見および決定理由書」は、左上に「事業計画変更／令和8年度(2)」と記載があるもので、本日、机上に1枚置かせていただいたものになります。

それでは説明いたします。

番号1番、申請人は、五洋建設株式会社です。

申請土地の表示は、渡辺町上釜戸、地目は畑、転用許可面積は819㎡です。

本案件は、令和5年7月26日付けで、高速道路常磐道橋脚耐震工事に係る事務所および駐車場敷地設置のための一時転用の許可を受けており、今回の変更申請の内容は「工事期間の変更」です。

申請人は、令和5年7月に許可を受けて以降、橋脚耐震工事を行ってきましたが、過大設計による工事の一時中止と工事再開時に発覚した掘削時の地下水の存在による安全性の見直しを余儀なくされたことより、工期延長に係る事業計画変更申請に至ったものです。

工事期間の変更につきまして、変更前が、令和8年7月25日、変更後が、令和10年3月25日となっております。

本案件につきましては、高速道路橋脚耐震工事という公共性の非常に高いもので計画変更を承認することについては、県手引きの「一時転用期間の延長については、真にやむを得ない限り、必要最低限度の期間延長を承認できるものとする。」に該当するものと考えられ、特段問題ないものと考えます。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について事務局より説明がありました。

ここで事務局より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

事務局
(坂本主査)

事務局より報告します。

番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

	<p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長 (蛭田会長)	<p>ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第5号「現況確認証明願いについて」事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p>【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (若松主事)	<p>議案説明書の13ページをお開き下さい。</p> <p>議案第5号「現況確認証明願いについて」ご説明いたします。</p> <p>議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、登記面積の順で申し上げます。</p> <p>四倉町細谷字胎月前30番1、31番、32番1、いずれも畑、計2,426㎡です。</p> <p>非農地となった経緯としましては、当該農地は現所有者の亡き母が平成20年に相続により取得した農地でしたが、令和4年に施設入所となり、対象地を管理するものがいなくなったことから放置され続け、雑草等が繁茂し、非農地化しておりました。</p> <p>しかし、対象地から伸びる雑草や木の枝が周辺住民の生活の妨げとなり苦情が相次いだことから、令和8年5月に雑草や木の伐採・抜根を行い、整地された状態となっております。</p> <p>以上1件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
19番 生田目 委員	<p>議席番号19番 生田目祥明 です。</p> <p>番号1番につきましては、現地を調査しました結果、長年に渡る耕作放棄に伴い、雑草等が繁茂していた過去はあるものの、現在は整地されており、農業用機械での耕起が可能な状況であったことから、現況として非農地とは判断できませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では「非農地とは判断できない」とのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p>

議長
(蛭田会長)

議案第5号について、非農地であることの証明は行わないとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「現況確認証明願いについて」は、只今の説明のとおりといたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。

事務局
(高木主査)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

引き続き、内容についてご説明いたします。

議案説明書の17ページから34ページにつきましては、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。

実施地区は三和、四倉、勿来、平、小川地区、借り手は18名、対象筆数は田370筆、畑36筆、面積は、田691,340㎡、畑28,713㎡になります。

続きまして、35ページ以降64ページまでが「再転貸」による一覧となっております。

実施地区は勿来、平、四倉地区で、借り手は51名、対象筆数は、田561筆、畑53筆、面積は、田485,083㎡、畑22,526㎡になります。

このうち、勿来の瀬戸・山田、平の神谷・神谷第二は、基盤整備の進捗に伴い契約内容の変更を行うものです。

なお、貸付相手方の要件につきましては、いずれも満たしていることを確認しております。

説明は以上となります。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について事務局より説明がありました。

委員の皆様から何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですのでお諮りいたします。

議案第6号について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に報告に入ります。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の65ページから70ページをご覧ください。

今月の報告件数は23件、権利の移動事由は全て相続です。

権利の取得面積は、田35,860㎡、畑29,308.19㎡、合計65,168.19㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

次に、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の71ページ、72ページをご覧ください。

今月の報告件数は1件、転用面積は田249㎡、畑330㎡、合計579㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の73ページから76ページをご覧ください。

今月の報告件数は14件、転用面積は田15,357㎡、畑5,455㎡、合計20,812㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の77ページから79ページをご覧ください。

今月の報告件数は8件、転用面積は田25,752.76㎡、畑0㎡、合計29,752.76㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

以上となります。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおりご承知願います。

ここで、協議事項に入る前に10分間休憩を取ります。

(午後)2時10分再開といたします。

【10分間休憩】

議長
(蛭田会長)

全員おそろいですので、議事を再開いたします。

次に、協議事項に入ります。

「いわき市農地利用最適化推進委員改選に伴う委員候補者の募集等について」事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

事務局からご説明いたします。

第19期いわき市農地利用最適化推進委員の募集等について、資料1-1、資料1-2および資料1-3をご準備ください。

まず、資料1-1をご覧ください。

農業委員、農地利用最適化推進委員改選に向けたスケジュール案です。

表の作りですが、左が実施予定日、真ん中が農地利用最適化推進委員で所管課は農業委員会事務局、右側が農業委員で所管は農業政策課となっております。

資料の中段に委員の募集を記載しておりますが、募集期間を令和8年11月2日から同年12月18日までと設定しております。

第18期の改選時期の事務スケジュールと比較しますと、委員の募集開始が約3か月早めになっていますが、理由といたしましては、第18期改選の際、応募期間内に候補者が定まらず、再募集を行い、その評価結果が（令和6年）6月下旬までくい込んでしまったことが挙げられます。

第19期改選スケジュール（令和9年7月改選）は前回と比較し、ゆとりのあるものにしていきたいと考えております。

なお、農業委員の募集に関しましては、議会の同意を得て、市長が任命する性質上、農林水産部農業政策課が所管となっております。

次に資料1 - 2 募集要項の(案)についてご覧ください。

推進委員の募集について、主な内容を読み上げますのでご確認願います。

1の募集人数は32名で現行どおりです。

2の主な業務は、担当区域において、主に農地利用の最適化に係る業務を行います。(1)の「農地の利用状況調査、利用意向調査」から(7)まで記載しています。

3の任期は、令和9年7月8日から3年間となっております。

4の身分は「いわき市特別職の非常勤職員」です。

5の報酬は、現行と同じ月額55,000円となっております。

6の資格要件は、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方です。

※ 非該当要件については、記載のとおりです。

7の募集期間は、再度お伝えしますが、令和8年11月2日(月)から同年12月18日(金)までを予定しております。

8の問合せ先は、いわき市農業委員会事務局、農林水産部農業政策課のいずれかとしております。

次に2ページ目をご覧ください。

9の応募方法ですが、ただいま説明させていただいた「問合せ先」に提出書類を持参または郵送してください。

農業委員と推進委員の兼務はできませんが、両方に申込み可能です。

※ ただし、農業委員への申込みが優先されます。

10の提出書類は、推薦・応募の別に応じ、3つの指定様式があります。

1つ目の第1号様式は、個人が推薦するものです。

4ページ目、5ページ目が申込書、6ページ目、7ページ目が記載例となっております。

複数の担当希望地区を同時に申請できますが、最終的な委嘱は1区域に定められて行われます。

2つ目の第2号様式は、団体等が推薦するものです。

事務局 (佐藤係長)	<p>8 ページ目、9 ページ目が申込書、10 ページ目、11 ページ目が記載例となっております。</p> <p>3 つ目として、第 3 号様式は自らが応募するものです。</p> <p>12 ページ目、13 ページ目が申込書、14 ページ目、15 ページ目が記載例となっております。</p> <p>なお、3 ページ目に 8 つの地区の名称や地区ごとの募集人数を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。</p> <p>募集要項(案)の内容については以上となります。</p> <p>次に、資料 1 - 3 をごらんください。</p> <p>募集があった、いわき市いわき市農地利用最適化推進委員の委員候補者評価委員会設置要綱第 3 条に基づき、評価委員(案)をお示しさせていただきました。</p> <p>委員は、会長、職務代理者、そして地区審議会ごとに、委員の経験年数の多い方を選出させていただいております。</p> <p>なお、評価委員会は令和 9 年 1 月に開催させていただく予定です。</p> <p>資料の説明は以上となりますが、本総会において、募集要項や評価委員のご承認を頂いたあとは、これから開催する「第 6 回全員協議会」において、第 19 期推進委員の募集などについて周知する予定です。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
2 番 鈴木(義) 委員	<p>議席番号 2 番、鈴木義直です。</p> <p>推進委員の場合、地区割がありますが、どうしても自分の居住地区周辺しか業務を行いたくないとなった時にそれは認められるのでしょうか。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>最適化推進委員は自分の住む地域に根ざした活動をしていただくのがベストと考えますが、資料 1 - 2 の 6 ページ、下から 2 段目に「農地利用の最適化に係る業務を行う地区」を記載する枠があり、※で「必ずしも希望の地区で活動できるは限りません。希望の地区外で業務をお願いする際は、調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。」と記載させていただいており、不足のある地区に移動していただける可能性があるのであれば、その検討もお願いしたいと考えています。</p>
2 番 鈴木(義) 委員	<p>本人がやりたくないと言った場合は、(他地区に)回らなくていいということでしょうか。</p>
事務局 (佐藤係長)	<p>やりたくない地区をやらせるわけにはいかないかなと思います。</p>

2 番
鈴木(義)
委員

あくまでも本人の希望を優先するということでしょうか。

事務局
(佐藤係長)

はい。

議長
(蛭田会長)

そのほかいかがですか。

【質問なし】

それでは、ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「いわき市農地利用最適化推進委員改選に伴う委員候補者の募集等について」只今の説明のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め「いわき市農地利用最適化推進委員改選に伴う委員候補者の募集等について」は、只今の説明のとおりといたします。

次に、その他に入ります。

はじめに、事務局より何かございますか。

事務局
(高木主査)

【資料2】「その他：令和8年田畑売買価格等に関する調査について」
上記資料により調査方法等について説明した。

議長
(蛭田会長)

ほか、事務局よりございますか。

【特になし】

委員の皆様からは何かございますか。

【特になし】

それでは、私から確認です。

先ほどの、推進委員の申込書にかかる「業務を行う地区」の記載については、1地区のみ書くのか、複数書いてもよいのか、どちらでしょうか。

事務局
(佐藤係長)

先日、県の農業会議の研修を受けた際、希望地区については、複数記載しても差し支えないとのことでした。

過不足が出た際の調整をしなくて良いよう、複数書いていただくというのは非常にありがたいです。複数記載は可能です。

9 番
四家委員

議席番号9番、四家誠です。

過去に不足があり、他地区から推進委員さんに協力いただいたことがありましたが、地区審議会の参加等、負担が大きくなってしまったため、可能な限り居住地区からの推薦が望ましいと思います。

議長
(蛭田会長)

逆に言えば、記載する地区を1地区にしてもらうことも可能ですよね。

事務局
(佐藤係長)

可能です。

2 番
鈴木(義)
委員

申込書の文言を読むと「必ずしも希望の地区で活動できるとは限りません」との記載があり、これがあることによって、申し込みをしないということも考えられます。かえってこの文言は入れずに、複数の希望を入れても良いとした方がいいのかと思います。

議長
(蛭田会長)

過去には「どこでもいい」と書いてきた申し込みもありましたが、実際活動してみるとうまくいかない例もあり、私の考えとしては、希望地区は1か所のみにした方がいいと思います。

それで、定数に満たない地区があった場合は、再募集するしかないと思います。

事務局
(佐藤係長)

※以下を外して、希望地区1か所のみの記載にしよう修正します。

議長
(蛭田会長)

今の事務局の提案でいかがでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

その他ございますか。

特にないようですので、以上をもちましていわき市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

4 議案・報告の内容および審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決 (番号9番、10番は取下げ)
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	番号1番、4番、5番は許可、2番、3番は却下
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第5号	現況確認証明願いについて	非農地であることの証明は行わない
第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員なし

6 本総会の閉会時刻

午後2時39分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

15 菅野 綾 16 木村 義昭